

県立施設運営活性化懇談会設置要綱

(設置)

第1条 年間5万人以上の集客がある県立施設を管理・運営する公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、県民や利用者に対して、より良質で満足度の高いサービスを提供することにつなげるため、県立施設運営活性化懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について協議を行う。

- （1）公社等が、県民や利用者に対して、より良質で満足度の高いサービスを提供するための計画の策定及び評価に関すること。
- （2）より良質で満足度の高いサービスの提供による収入増の方法論に関すること。
- （3）その他、懇談会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は委員8名以内で組織し、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 懇談会の会議には必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。
- 3 懇談会の会議は、公開とする。ただし、委員の全員が同意し、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(設置期間)

第6条 懇談会は、令和7年10月20日から令和9年3月31日までの間、設置する。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総務部行政管理課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 第1回の懇談会は、第5条第1項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。